

# 平成19年度事業計画

## 1. スポーツ等生涯学習活動に対する傷害保険等の補償事業

### (1) 本会保険の加入受付処理

ア. 各都道府県支部において保険の加入受付処理を行い、本部においては幹事会社東京海上日動火災保険(株)と、保険契約に基づく処理を行う。

イ. 既加入団体の一部(約96千団体)を対象にインターネットによる加入受付処理を本部において試行する。

### (2) 本会保険の契約締結

平成19年度スポーツ安全保険に関する契約を締結する。

(平成19年4月1日締結)

## 2. スポーツ安全保険の普及促進事業

各都道府県教育委員会、各都道府県体育協会、各市区町村教育委員会、各市区町村体育協会、国公立大学等の関係機関、スポーツ団体、文化団体等の生涯学習団体、ボランティア活動団体を対象として、加入者の拡大を図るため、次の普及促進事業を積極的に推進する。

(1) 本会保険の趣旨の普及と加入拡大を図るため、スポーツ安全保険のしおり、スポーツ安全保険のあらまし、スポーツ安全保険の解説、スポーツ安全保険のポスター、普及ツール等を作成し、関係機関、団体等に配布する。

### (2) 本会保険の趣旨徹底

#### ア. 地方説明会の開催

各都道府県支部において、市区町村関係者、団体等の指導者に対し、本会保険の趣旨、内容等の説明、加入促進のための説明会を開催する。

#### イ. 普及促進、運営の円滑化のための諸会議の開催

保険の普及促進と運営の円滑化を図るため、全国支部長会議、全国支部(事務主任者)会議及びブロック支部会議を開催する。

#### ウ. 支部事務担当者資質向上のための研修会の実施

新任者を対象とする本会保険事務担当者研修会を実施する。

(3) 既加入団体に対し、ダイレクトメールにより新年度加入案内を送付し、継続加入の促進を図る。

(4) 各都道府県及び市区町村の広報紙、体育・スポーツ団体の機関誌、各種新聞雑誌等に本保険に関する記事又は広告を掲載して普及を図る。

(5) 財団法人日本体育協会加盟の各競技団体の協力を得て傘下の関係団体に加入促進を図る。

(6) 体育館、公民館、青少年教育施設、国公立大学等の協力を得て、加入促進を図る。

- (7) 上記のほか、3.及び4.の事業を実施する際、併せて「スポーツ安全保険の普及促進活動」を行う。

### 3. スポーツ等活動の安全指導及び事故防止に係る事業

- (1) 平成18年度におけるスポーツ安全保険の「加入状況及び事故概況」をまとめ、広く配布し、事故防止の注意喚起に務める。
- (2) 指導者向けに安全指導、事故防止の方策等をまとめた「安全指導ガイドブック」(格闘競技編、演技・射的競技編)を作成、配布し、安全指導の一助に資する。
- (3) 2008ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラムの開催  
財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団及び日本スポーツ法学会と共催で、「少年スポーツに関する諸問題」を中心テーマとして、フォーラムを開催する。
- (4) スポーツ指導者研修会、講習会等の開催  
各都道府県支部において、地域スポーツ指導者、少年スポーツ指導者等を対象とした研修会、講習会等を開催する。
- (5) AED(自動体外式除細動器)の寄贈  
各都道府県支部を通じて、全国の主要スポーツ施設にAEDを寄贈する。  
(3ヵ年計画の3年目)

### 4. スポーツ等生涯学習活動の普及振興事業

- (1) 生涯スポーツコンベンションの開催  
生涯スポーツの振興とその気運の高揚を図るため、「生涯スポーツコンベンション2008」を、文部科学省及び財団法人日本体育協会等と共催で、開催する。
- (2) 全国スポーツ・レクリエーション祭等への参加  
生涯スポーツの振興の一助とするため、全国スポーツ・レクリエーション祭等への積極的な参加を図る。
- (3) 財団法人日本体育協会、同日本スポーツ少年団、同加盟団体、社団法人全国体育指導委員連合等の諸団体が実施するスポーツの普及奨励事業を助成する。
- (4) スポーツ等活動の安全に資するため、携帯用救急セットを作成し、スポーツ少年団等の団体が実施する行事に配布する。
- (5) その他、スポーツ活動等の普及振興に必要な事業、調査研究を実施又は助成する。

### 5. 共済見舞金事業

団体活動中及びその往復中に発生した心不全、脳内出血等による突然死に対して給付する共済見舞金事業を実施する。